

議事日程 (第4号)

平成23年 6月28日 午前10時00分開議

- 日程第 1 第26号議案 中間市道路線の認定について  
(日程第1 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 2 第28号議案 中間市市税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 3 第29号議案 中間市都市計画税条例の一部を改正する条例  
(日程第2～日程第3 提案理由説明・質疑・委員会付託、委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 議員提出議案 行財政改革特別委員会の設置について  
第 2 号  
(日程第4 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 意見書案 医療受診時の「定額負担」導入に反対を求める意見書  
第 6 号
- 日程第 6 意見書案 介護保険法改定案の凍結を求める意見書  
第 7 号  
(日程第5～日程第6 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 7 意見書案 年金支給開始年齢引き上げなどの制度改悪に反対する意見  
第 8 号 書  
(日程第7 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 意見書案 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見  
第 1 0 号 書
- 日程第 9 意見書案 東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求  
第 1 1 号 める意見書  
(日程第8～日程第9 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第10 意見書案 原子力発電から再生可能な自然エネルギーへの転換を求め  
第 1 2 号 る意見書  
(日程第10 提案理由説明省略・質疑・討論・採決)
- 日程第11 会議録署名議員の指名

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（19名）

1 番	宮下 寛君	2 番	青木 孝子君
3 番	田口 澄雄君	4 番	佐々木晴一君
5 番	安田 明美君	6 番	古野 嘉久君
7 番	植本 種實君	8 番	井上 太一君
9 番	掛田るみ子君	10 番	草場 満彦君
11 番	中尾 淳子君	12 番	山本 慎悟君
13 番	堀田 英雄君	14 番	中野 勝寛君
15 番	藤本 利彦君	16 番	原田 隆博君
17 番	片岡 誠二君	18 番	下川 俊秀君
19 番	米満 一彦君		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	………	松下 俊男君	副市長	………	小南 哲雄君
教育長	………	吉田 孝君	総務部長	………	白尾 啓介君
市民部長	………	成光 嘉明君	保健福祉部長	………	溝口 悟君
建設産業部長	………	三島 秀信君	教育部長	………	小島 一行君
上下水道局長	………	永野 博之君	市立病院事務長	………	行徳 幸弘君
消防長	………	一田 健二君	総務課長	………	柴田精一郎君
総合まちづくり課長	………				松尾 壮吾君
財政課長	………	高橋 洋君	市民課長	………	吉國 良一君
課税課長	………	山下 守君	環境保全課長	………	大塚 隆章君
介護保険課長	………	山本 信弘君	健康増進課長	………	木森 光彦君
土木管理課長	………	後藤 哲治君	都市整備課長	………	間野多喜治君
教育総務課長	………	一田 和彦君	学校教育課長	………	深見 卓矢君

---

事務局出席職員職氏名

事務局長	小田 清人君	次 長	西村 拓生君
書記	岡 和訓君	書記	森 研二君

---

午前10時00分開議

○議長（井上 太一君）

おはようございます。会議に入ります前に、教育長から報告したい旨の申し出がありますので、これを受けたいと思います。吉田教育長。

○教育長（吉田 孝君）

議会の貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告のあり方につきまして、ご報告させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行っているところでございますが、報告に当たりまして、教育委員会に対する議員皆様方の関心の非常に高いことから、今後は、議員の皆様方全員に、報告書をお配りするとともに、総合政策委員会においても、その内容を報告させていただきたいと考えております。

今後も議員の皆様方のご意見、ご指導を賜りながら本市の教育行政をさらに充実、発展させてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

ただいままでの出席議員は、19名で定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

---

### 日程第1. 第26号議案

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、第26号議案中間市道路線の認定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。片岡誠二産業消防委員長。

○産業消防委員長（片岡 誠二君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第26号議案中間市道路線の認定について、産業消防委員会で審査を行いましたので、その概要と結果について、ご報告を申し上げます。

今回、認定の議決を得るために提案されております市道は、「大ノ浦4号線」、「大ノ浦5号線」、及び「新手15号線」の3路線であります。

初めに、「大ノ浦4号線」につきましては、中央二丁目地内の開発行為に伴い、住民の生活道路として利用されるため認定するものであります。

また、「大ノ浦5号線」につきましては、中央二丁目地内の開発行為に伴い、帰属を受けたものであります。

最後に、「新手15号線」につきましては、中間三丁目地内の整備工事に伴い、寄附採納を受けたものであります。

以上、3路線につきましては、審査の後、採決いたしましたところ、いずれも全員賛成をもちまして、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたしまして、委員長の報告を終わります。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。  
（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。  
（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより第26号議案中間市道路線の認定についてを起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立多数であります。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 第28号議案

## 日程第3. 第29号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、第28号議案から日程第3、第29号議案までの条例2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第28号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例及び第29号議案中間市都市計画税条例の一部を改正する条例は関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律が公布されることに伴うものでございます。

まず、改正の主な内容でございますが、まずは、中間市市税条例等の一部を改正する条例におきましては、個人の住民税に係る寄附金税額控除の適用下限額を、現行の5,000円から2,000円に引き下げることといたしております。

また、平成22年度改正における国税の見直し内容等を踏まえ、不申告による過料を現行の3万円以下から10万円以下に改めることといたしております。さらに、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る軽減税率の適用期限を2年間延長いたしております。

次に、中間市都市計画税条例の一部を改正する条例におきましては、条例に引用しております地方税法の条項に移動がありましたことから、当該条項について、整備を行うものでございます。

なお、両改正条例の施行日につきましては、改正法の施行日に合わせることにいたしております。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（井上 太一君）**

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

この際、議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前10時04分休憩

.....  
午前10時25分再開

**○議長（井上 太一君）**

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、次の日程に入ります前に、ただいま休憩中に開催の市民厚生委員会で協議されました条例改正2件を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。草場満彦君。

**○市民厚生委員長（草場 満彦君）**

ご指名によりまして、ただいま議題となっております市民厚生委員会に付託されました第28号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例及び第29号議案中間市都市計画税条例の一部を改正する条例について、審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず初めに、中間市市税条例等の一部を改正する条例について申し上げます。今回の改正では、個人住民税に係る寄附金控除の適用下限額が5,000円から2,000円に引き下げられ、また、平成22年度税制改正における国税の内容等の見直しにより、市税等の不申告に関する過料が、3万円以下から10万円以下に引き上げられます。

さらに、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する3%の軽減税率の特例等の適用期限が2年間延長されます。

次に、中間市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法の条項に移動

があったことから、当該条項の整備が行われることによるものです。

なお、両改正条例の施行日については、改正法の施行日となります。

以上が、当委員会に付託されました議案の内容であります。

最後に、採決をしました結果、第28号議案については賛成多数、第29号議案につきましては全員賛成で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げまして、委員長の報告を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

**○議員（2番 青木 孝子君）**

第28号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論をいたします。

証券優遇税制が2年間延長されますが、この措置が導入されるまでの2002年度までは、本則26%の税率でしたが、2003年度からは本則で20%、実際にはその半分の10%で課税されてまいりました。

前回の結果でも、上位8人に、1人当たり35億円の減税となっています。2.6%の人が占める株式譲渡所得に占める割合は72.5%です。こういった担税力のある大企業や大資産家への減税措置はやめるべきです。

また、私たちの預貯金には20%の消費税がかけられていますし、諸外国の場合でも30%近い税率が一般的です。また、納税者への罰則強化が、過料3万円以下から10万円以下という改定で盛り込まれていますが、これは罰則の強化であり、反対といたします。

以上、反対討論を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

ほかに討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

これで討論を終結いたします。

議題のうち、まず第28号議案中間市市税条例等の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

**○議長（井上 太一君）**

起立多数であります。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案中間市都市計画税条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

全員起立であります。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議員提出議案第2号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第4、議員提出議案第2号行財政改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、本議案については、提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより議員提出議案第2号行財政改革特別委員会の設置についてを採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)



ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は原案のとおり可決されました。  
お諮りいたします。ただいま設置されました行財政改革特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、田口澄雄君、安田明美さん、掛田るみ子さん、草場満彦君、中野勝寛君、藤本利彦君、原田隆博君、下川俊秀君、以上8名の諸君を指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を、行財政改革特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。ただいま行財政改革特別委員会の委員に選任された皆さんに申し上げます。直ちに、特別委員会を開催いたします。第2委員会室に集合してください。

午前10時31分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長(井上 太一君)

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、次の日程に入ります前に、ただいま休憩中に開催された行財政改革特別委員会における正副委員長互選の結果を報告いたします。

委員長に掛田るみ子さん、副委員長に下川俊秀君がそれぞれ当選されました。

---

**日程第5. 意見書案第6号**

**日程第6. 意見書案第7号**

○議長(井上 太一君)

次に、日程第5、意見書案第6号及び日程第6、意見書案第7号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。田口澄雄君。

○議員(3番 田口 澄雄君)

意見書案第6号医療受診時の「定額負担」導入に反対を求める意見書案の提案説明を行います。

高過ぎる保険料負担に加えて、高過ぎる受診時の窓口負担が重くのしかかり、今でも病院窓口で幾らかかるのかわからないことへの不安から、受診抑制が増えています。

今回の医療受診時の定額負担の新たな導入は、そうした国民の不安の上に、さらに過酷な負担を強いるものであり、このことが今後さらなる受診抑制をもたらすことは明らかです。

1回100円の案が有力なようですが、導入時には低額であっても、これが年々引き上

げられていくことは、今までの医療費負担の歴史的経過を見れば明らかです。また、たとえ一回100円といえども、通院回数の多い乳幼児や高齢者、慢性疾患の受診者にとっては、負担の重い医療制度の改悪です。

また、このことが、さらなる受診抑制を招き、早期発見・早期治療が原則の医療行為の後退を招き、医療費総額の増加にもつながりかねません。そのことが、保険税の高騰を招き、さらなる受診抑制につながるという、悪魔のサイクル医療版とも言える状況が起こりかねません。

このような、問題だらけの場合当たりの制度改悪については、導入しないことを求め、提案説明を終わります。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

次に、意見書案第7号介護保険法改定案の凍結を求める意見書案の提案説明をいたします。

同法案は、6月15日参議院で可決され、成立をいたしました。しかし、衆議院での審議10時間、参議院での審議8時間弱というわずかな時間での審議であり、その内容と及ぼす影響から、到底これを容認できるものではありません。

一つは、「要支援」と認定された高齢者への介護の内容です。新設の「介護予防・日常生活支援総合事業」の導入により、そのサービス内容が市町村の判断にゆだねられたことです。これでは市町村の財政事情によって、サービス内容に大きな格差が生じ、公的保険としての性格から大きく逸脱をいたします。

二つ目には「24時間巡回型訪問介護・看護サービスの創設」によって、滞在型の訪問サービスが縮小するおそれです。短時間の訪問型では、認知症の高齢者にはなじみません。

また三つ目に、医療行為の介護職員への押しつけの問題です。これは介護職員への新たな負担増であり、介護職場の混乱を生み出すと同時に、安全性や事故への責任の問題からも容認できるものではありません。

四つ目に、介護療養病床について、廃止の方針を継続したことです。介護施設の不足は、今でも介護難民という言葉を生み出しています。少子高齢化社会のもとで、在宅介護のみに頼ろうとする政策には無理があります。

同法の施行は来年の4月1日からですが、実施に当たって政府自身が、附帯決議をつけざるを得なかったところに、法案の問題点が証明をされています。法の施行の凍結を求めるものです。

以上、提案説明を終わります。ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（井上 太一君）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第6号医療受診時の「定額負担」導入に反対を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立少数であります。よって意見書案第6号は原案否決されました。

次に、意見書案第7号介護保険法改定案の凍結を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立)

○議長(井上 太一君)

起立少数であります。よって意見書案第7号は原案否決されました。

---

## 日程第7. 意見書案第8号

○議長(井上 太一君)

次に、日程第7、意見書案第8号年金支給開始年齢引き上げなどの制度改悪に反対する意見書を議題とし、提案理由の説明を求めます。青木孝子さん。

○議員(2番 青木 孝子君)

年金支給開始年齢引き上げなどの制度改悪に反対する意見書案の提案説明をいたします。

今年5月23日、厚労省が社会保障改革に関する集中検討会議に提出いたしました年金改革案では、年金支給開始年齢の引き上げや高齢者の受け取る年金額の切り下げなど給付抑制策が示されました。

年金の支給開始年齢は、自民党政権下でたびたび改悪されてきましたが、会社員が加入する厚生年金は、2000年の改悪で現在、支給開始年齢が段階的に60歳から65歳に引き上げられています。改革案では、年金支給の開始年齢65歳を68歳から70歳に引き上げます。また、少子化や高齢化の進展に合わせて、年金額を自動的に削減するマクロ

経済スライドを物価の下落時にも発動し、物価水準の下落以上に年金給付額を削減しようとしております。

2004年にマクロ経済スライドが導入されましたが、自公政権は国民の批判を恐れ、マクロ経済スライドの実施を物価や賃金の上昇時に限るなど、手取りの額面は減らないルールを設けました。マクロ経済スライド導入後、物価や賃金は一貫して下落し続けたため、厚労省はマクロ経済スライドを発動することができず、年金を物価の下落水準以上には引き下げられないできました。このように物価や賃金の下落時にマクロ経済スライドを適用することは、自公政権でさえ、やれなかったことです。

年金支給の開始年齢の引き上げやマクロ経済スライドの導入による年金給付の削減は、高齢者の生存権を否定するに等しいものです。

以上のことから、政府に対し、高齢者の生存権を保障するために、年金支給の開始年齢を引き上げないこと、また年金給付額を削減するマクロ経済スライドを中止することを求めるものです。

以上、提案説明を終わります。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第8号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより意見書案第8号年金支給開始年齢引き上げなどの制度改悪に反対する意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

起立少数であります。よって、意見書案第8号は原案否決されました。

## 日程第8. 意見書案第10号

## 日程第9. 意見書案第11号

### ○議長（井上 太一君）

次に、日程第8、意見書案第10号及び日程第9、意見書案第11号の意見書案2件を一括して議題とし、提案理由の説明を求めます。草場満彦君。

### ○議員（10番 草場 満彦君）

まず、公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書案の趣旨説明を行います。

これまで公立学校施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には、地域住民の防災拠点として、中心的な役割を担ってまいりました。このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集し、また発信する拠点になるなど、さまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識をされております。しかし一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者が不慣れた避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが求められております。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策については、地方自治体の要望に応え、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来、これらの施策と並行して、全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが現状であります。

よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の「安全で安心な避難生活」を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について、速やかに実施するよう、強く要望いたします。

一つ、公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など、過去の大規模災害時における事例も参考しつつ、十分な検証を行うこと。一つ、公立学校施設を対象として、避難場所として備えるべき、必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。一つ、公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。一つ、公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、さまざまな機会を活用して、地方公共団体に情報を提供をすること。一つ、公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し、窓口を一元化すること。

次に、東日本大震災の復興支援と、総合的な復興ビジョン策定を求める意見書案の趣旨

説明を行います。

本年3月11日に発生した東日本大震災は、日本の観測史上最大のマグニチュード9.0を記録いたしました。巨大津波は東北地方や関東、北海道に至る広い地域に甚大な災害をもたらし、尊い人命が数多く失われ、また、いまだ7,300名以上が行方不明となっております。被災された方々は、今なお不自由な避難生活を余儀なくされており、一日も早い生活再建と被災地の復旧・復興が強く求められております。

あわせて、港湾や農地が破壊された農林水産業や、交通インフラ分断の影響により生産活動の縮小した経済状況から、激甚災害指定や被災者生活支援制度の拡充はもとより、新たな法制度による措置等、従来の災害復旧支援を超えた対策が求められます。

さらに、高濃度の放射線汚染が生じた「東京電力福島第一原子力発電所」の事故対応では、国の責任のもと、最終的な終息まで予断を許さず、徹底した対策を講ずるべきであります。

よって、政府においては、以上のような被災地への復旧支援策の実施とともに、被災によるこの国家的危機に当たり、国民の生命と財産を守る防災対策を初めとする新たな安全確保事業を国家プロジェクトとして、実施することを要望いたします。

また、今回の大震災は、歴史上類例を見ないほど、広域かつ複合的な災害であります。このため、復興に当たっては、一元的かつ総合的な機関を設置し、既存制度の枠組みを超える対策を実施することを求めます。

さらに、震災に対する海外の反応は、日本の経済・安全に懸念を示しており、海外からの投資・輸出入に影響を与えております。こうしたことから、日本全体に影響を及ぼす経済的打撃の克服、既存原発の安全性確保、新たな地震・津波対策等、政府が具体的に総合的な復興ビジョンを策定することは、国民への重要なメッセージとなり、さらには経済的信頼を取り戻す必須の第一歩と考えます。

よって、政府においては、震災復興に向けた総合的な復興ビジョンを速やかに策定することを強く要望いたします。

以上、議員の皆様のご賛同賜りますようお願いを申し上げまして、意見書案2件の趣旨説明を終わります。

**○議長（井上 太一君）**

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案2件については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（井上 太一君）**

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

**○議員（1番 宮下 寛君）**

意見書案第11号についての討論を行います。

甚大な被害をもたらした東日本大震災において、一日も早い生活再建と被災地の復旧復興が強く求められていることは、言うまでもありません。しかし、復興に当たっては、第一に被災者が再出発できる生活基盤を回復するということが大切であります。一人一人の被災者が破壊された生活の基盤を回復し、自分の力で再出発できるようにすることこそ復興の最大の目的ですし、この目的を達成するための公的支援を行うことは国の責任でもあります。

また、第2に、住民合意を尊重し、「上からの押しつけを許さない」ということであります。復興の進め方については、計画をつくるのは住民合意で、実施は市町村と県・国が連携して、財政の大半は国の責任で行うということです。

地域ごとに自然的条件、産業文化、歴史などの社会的条件の違いもあり、多様であります。上からの画一的なモデルの押しつけであっては、住民の合意は得られません。

また、福島原発災害では、「安全神話」にどっぷりとつかり、警告を無視し、安全対策を怠ってきた東京電力と歴代政府によってもたらされた人災であります。

復旧・復興における国の責任については、この意見書案は言及をしているものの、東京電力による、被災地及び被災された方々に対して、迅速なる補償が必要ですし、この意見書案には、こうした視点が欠落をしております。しかしながら、大震災の復旧・復興には、一刻も早く国の諸政策が求められますことから、意見を付して賛成討論といたします。

**○議長（井上 太一君）**

ほかに討論はありませんか。田口澄雄君。

**○議員（3番 田口 澄雄君）**

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書案に対し、討論をいたします。

学校施設の耐震化を2015年度までに完了させることと、災害発生時の避難場所としての機能を強化するための貯水槽や備蓄倉庫、自家発電装置などの整備を進めるとの方針が、文部科学省によって5月24日に決定をされています。

本市では、学校耐震化については、2015年度までに前倒しで実施することが決定をしていますし、その他の避難場所についての整備についても、国の指示待ちでこれをやる状況であります。

本意見書につきましては、公立学校施設の防災機能の強化につき、より積極的に進める立場というふうに判断できますので、賛成をいたします。

以上で、賛成討論を終わります。

○議長（井上 太一君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

これにて討論を終結いたします。

これより意見書案2件を順次採決いたします。

議題のうち、まず意見書案第10号公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第11号東日本大震災の復興支援と総合的な復興ビジョン策定を求める意見書を起立により採決いたします。本意見書案については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（井上 太一君）

全員起立であります。よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 意見書案第12号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第10、意見書案第12号原子力発電から再生可能な自然エネルギーへの転換を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。本議案については提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、本議案については提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第12号については、委員



会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより意見書案第12号原子力発電から再生可能な自然エネルギーへの転換を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認めます。よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 会議録署名議員の指名

○議長(井上 太一君)

次に、日程第11、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第76条の規定により、議長において、草場満彦君及び中尾淳子さんを指名いたします。

○議長(井上 太一君)

以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて閉会いたします。

午前10時58分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長            井 上 太 一

議 員            草 場 満 彦

議 員            中 尾 淳 子